

第64号議案

滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金貸与規則を廃止する規則付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による廃止前の滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金貸与規則の一部改正について

滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金貸与規則を廃止する規則付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による廃止前の滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金貸与規則の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

滋賀県教育委員会

滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金貸与規則を廃止する規則付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による廃止前の滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金貸与規則を廃止する規則（平成14年滋賀県教育委員会規則第7号）付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による廃止前の滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金貸与規則（昭和62年滋賀県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第13条中「奨励資金の貸与を受けた者（その者がその父母と同居しておらず、かつ、他の者の収入によつて生計を維持している場合にあつては、奨励資金の貸与を受けた者またはその父母）」を「次の各号に掲げる免除の区分に応じ当該各号に定める者」に、「にその」を「に同条第1項または第2項に規定する事由に該当する」に改め、同条に次のただし書および各号を加える。

ただし、同条第1項に規定する事由（奨励資金の貸与を受けた者の所在不明に係るものに限る。）に該当する場合であつて教育長が認めるときは、当該書類の添付を要しない。

(1) 条例第9条第1項の規定による免除 奨励資金の貸与を受けた者（その

者の死亡または所在不明に係る免除の場合におけるその者を除く。)、その
父母その他教育長が別に定める者

- (2) 条例第9条第2項の規定による免除 奨励資金の貸与を受けた者（その
者がその父母と同居しておらず、かつ、他の者の収入によつて生計を維持
している場合にあつては、奨励資金の貸与を受けた者またはその父母）

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

「滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金貸与規則を廃止する規則付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による廃止前の滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金貸与規則」の一部改正について

1 改正の理由等

(1) 制度の概要

地域改善対策高等学校等修学奨励資金（以下「奨励資金」という。）は、同和問題解決のための特別対策として同和関係者の子弟を対象として修学に必要な資金を貸与してきた。

特別対策の終了に伴い、平成13年度末に根拠となる「滋賀県地域改善対策修学奨励資金貸与条例」（以下「条例」という。）および「滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金貸与規則」（以下「規則」という。）は経過措置を残して廃止されたが、返還については廃止前の条例および規則の規定が引き続き効力を有するとされている。

(2) 改正の理由

奨励資金の貸与を受けた者が死亡し、精神もしくは身体に著しい障害を受け、もしくは所在不明となった場合、または一定の収入要件を満たす場合には、条例上、返還を免除する規定があるが、令和6年度包括外部監査において、これまで適用実績のなかった所在不明者に対する免除規定の適用の検討について意見があったことに伴い、これまで規則上明確な規定がなかった所在不明等に係る免除手続について、必要な改正を行うものである。

2 改正の概要

- (1) 貸与を受けた者の死亡、精神もしくは身体に著しい障害または所在不明に係る免除申請は、貸与を受けた者（死亡または所在不明に係る免除申請の場合を除く。）、その父母その他教育長が別に定める者が行うこととする。（第13条関係）
- (2) 所在不明に係る免除申請の場合であって、教育長が認めるときは、その事実を証明する書類の添付を不要とすることとする。（第13条関係）
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 参照条文

(旧) 滋賀県地域改善対策修学奨励資金貸与条例（昭和62年滋賀県条例第34号）

(返還債務の免除)

第9条 知事は、奨励資金の貸与を受けた者が死亡し、精神もしくは身体に著しい障害を受け、または規則で定める期間所在不明となつたことにより、奨励資金を返還することができなくなつたと認められるときは、前条の規定にかかわらず、奨励資金の返還未済額の全部または一部の返還を免除することができる。

2 知事は、奨励資金の貸与を受けた者の属する世帯が規則で定める事由に該当することにより奨励資金の返還が著しく困難であると認められるときは、前条の規定にかかわらず、規則で定める額を限度として奨励資金の返還を免除することができる。

3 前2項の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、その旨を知事に申請しなければならない。

滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金貸与規則を廃止する規則付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による
 廃止前の滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金貸与規則新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第12条 省略 (免除の申請)</p> <p>第13条 条例第9条第3項の規定による申請は、<u>奨励資金の貸与を受けた者(その者がその父母と同居しておらず、かつ、他の者の収入によつて生計を維持している場合にあつては、奨励資金の貸与を受けた者またはその父母)が、修学奨励資金返還免除申請書(別記様式第9号)にその事実を証明する書類を添えて行わなければならない。</u></p> <p>第14条以下 省略</p>	<p>第1条～第12条 省略 (免除の申請)</p> <p>第13条 条例第9条第3項の規定による申請は、<u>次の各号に掲げる免除の区分に応じ当該各号に定める者が、修学奨励資金返還免除申請書(別記様式第9号)に同条第1項または第2項に規定する事由に該当する事実を証明する書類を添えて行わなければならない。ただし、同条第1項に規定する事由(奨励資金の貸与を受けた者の所在不明に係るものに限る。)に該当する場合であつて教育長が認めるときは、当該書類の添付を要しない。</u></p> <p>(1) <u>条例第9条第1項の規定による免除 奨励資金の貸与を受けた者(その者の死亡または所在不明に係る免除の場合におけるその者を除く。)、その父母その他教育長が別に定める者</u></p> <p>(2) <u>条例第9条第2項の規定による免除 奨励資金の貸与を受けた者(その者がその父母と同居しておらず、かつ、他の者の収入によつて生計を維持している場合にあつては、奨励資金の貸与を受けた者またはその父母)</u></p> <p>第14条以下 省略</p>